

# 平成22年第8回教育委員会記録

平成22年4月28日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成22年4月28日(水)午後2時02分～午後2時31分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 大橋 辰雄  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育部改革担当 渡辺 均

庶務課長 北風 進 教課育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 日暮 修通

社会教育課長 植田 敏郎 済美ン教夕育一長 玉山 雅夫

済美ン教夕育一長 坂田 篤 済美ン教夕育一長 田中 稔

中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一

担当書記 島崎 和也

傍聴者数 6名

会議に付した事件

(議案)

議案第51号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第52号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

議案第53号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第54号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正

議案第55号 第15期杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 学校のアレルギー疾患に対する取組みについて
- (2) 平成22年度当初の児童生徒数、学級数について(平成22年4月7日現在)
- (3) 平成22年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について
- (4) 教育委員会共催・後援名義使用承認一覧について

## 目 次

議事録署名委員の指名について	4
----------------	---

### 議案審議

議案第51号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する 規則	4
議案第52号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の 一部を改正する規則	4
議案第53号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一 部を改正する規則	4
議案第54号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正	5
議案第55号 第15期杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について	6

### 報告事項

(1) 学校のアレルギー疾患に対する取組みについて	7
(2) 平成22年度当初の児童生徒数、学級数について（平成22年4月 7日現在）	8
(3) 平成22年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について	9
(4) 教育委員会共催・後援名義使用承認一覧について	13

委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから平成22年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が5件、報告が4件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第51号「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

平成19年7月6日に公布されました日本年金機構法が本年1月1日に施行されまして、社会保険庁にかわりまして、厚生年金保健事業及び国民年金事業に関する業務を行う特殊法人として、日本年金機構が発足をいたしております。

そのため、従前の社会保険事務所が年金事務所へと変更になったことが本規則の規定を整備するものでございます。

改正の内容でございますけれども、議案の1ページ、2ページでございます各様式中の「社会保険事務所」という表記を「年金事務所」に改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日から施行することとしてございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませうか。

(「なし」の声)

委員長 ご意見ございませんか。

それでは、第51号は原案のとおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第51号は原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、教育職員等に関する規則の規定整備ということで、日程第2、議案第52号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第53号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を一括して上程いたします。

それでは、これについて庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第52号及び議案第53号につきましてご説明申し上げます。

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律が、本年3月31日に公布、4月1日に施行され、中学校修了までの子ども1人につき、月額1万3,000円の子ども手当が支給されることとなりました。この子ども手当には児童手当法に基づく児童手当相当額が含まれることから、規定の整備をするものでございます。

改正の内容ですが、両議案とも様式中の「児童手当」という表記を「児童・子ども手当」に改めるものです。

最後に、施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 一括上程いたしました議案について、ご質問、ご意見があれば、議案番号を明示して質問なりご意見をお伺いいたします。

何かございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、特に異議がありませんので、これは両方とも第52号及び第53号を原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、その次、日程第4、議案第54号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第54号につきましてご説明申し上げます。

本規程は、区立学校に勤務する区費担当の教員、幼稚園教育職員、県費負担教職員の出勤簿の整理について定めたものでございます。県費負担教職員の勤務時間及び給与については都の条例等で定めてございますが、都では今般、月60時間を超える超過勤務があった場合、その超えた時間の超過勤務手当の支給にかえて取得することができる超勤代休時間を定めました。

また、半日単位で年次有給休暇を取得することができるようになったこと、育児参加休暇を取得した際の出勤簿の表示方法を定めることから、規定の整備をするものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

別表に「事由」の項として超勤代休時間を取得した場合の表示を加えてございます。

また、旧規程の12の項、年次有給休暇に、半日単位で取得した場合の表示に加え、13の項としてございます。

新旧対照表2ページ及び3ページでは、事由の表示を改めたほか、規定の整備を行っております。

最後に、施行期日でございますが、本日から施行し、4月1日から適用することといたしてご

ざいます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

安本委員 ちょっとよろしいですか。

直接、中の内容と関係ないんですけども、教えてください。育児参加休暇というのはどういうものなんですか。

庶務課長 出産後、例えば夫である職員が育児をするために休暇をとることができるという制度でございます。

安本委員 世の中でいわれる、あの育児休暇ということでしょうか。

庶務課長 5日単位、5日までということです。

安本委員 5日まで。わかりました。ありがとうございました。

委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これは原案どおりに可決しても異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第54号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、次に、日程第5、議案第55号「第15期杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程して審議いたします。

社会教育スポーツ課長、お願いします。

社会教育スポーツ課長 私からは、議案第55号「第15期杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

今般、杉並区文化財保護条例第33条並びに34条の規定に基づきまして、2カ年の任期満了に伴う委員の委嘱でございます。

なお、議案の本文の朗読は省略させていただきます。

議案に添付されております資料をご覧ください。

ここに記されておりますとおり、文化財に関し、広く、かつ高い識見を有する8名の方々に、平成22年5月17日から平成24年5月16日までの期間、委嘱するものでございます。今回の委嘱候補者8名は、全員が第14期からの再任でございます。よって、新任委員及び退任委員はありません。

私からは以上でございます。

委員長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

宮坂委員 ちょっとよろしいですか。

今回は全部再任ということで、問題ないんですが、もし、新しく決める場合というのは、どういう手順で、推薦ですか、それとも自薦というか、自分で立候補するんですか。

社会教育スポーツ課長 一応、この資料のほうに書いてあります専門分野、考古学ですとか建築ですとか、それぞれの分野で満遍なく委員を配置するというふうに考えておりますので、その分野から欠員が出た場合、こちらからお探しするという形で従来から来ております。特段、立候補と推薦等の手続ということではなくて、その時点からの委員の選任のスタートということでございます。

宮坂委員 目ぼしい人に依頼するというような形をとるわけですね。

社会教育スポーツ課長 そうです。

委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これを原案どおりに可決しても異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第55号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、次に報告案件の聴取に入ります。

報告事項1は「学校のアレルギー疾患に対する取組みについて」、学務課長、お願いいたします。

その次もそうですね。その次の「平成22年度当初の児童生徒数、学級数について」も、学務課長、2つお願いいたします。

学務課長 まず、私のほうから、1点目の「学校のアレルギー疾患に対する取組みについて」ご報告させていただきます。

アレルギー疾患につきましては、平成19年4月に文部科学省からアレルギー疾患に関する調査報告書が公表され、ぜんそく、アトピー性皮膚炎など6項目について、実態調査に基づくアレルギー疾患有病率や、学校における取組みの実態及び課題が明らかになりました。

その後、この報告を受け、杉並区の区立学校等におけるアレルギー疾患の取組みについて検討を進めてきたところでございます。

当区での取組みですが、平成20年度に学校保健会に検討会を設置し、検討を開始したところでございます。平成22年3月には、「杉並区立学校のアレルギー疾患に対する取組みプラン作



成のてびき」の報告を受けたところでございます。

今日は、その手引をお手元に配付させていただくとともに、23年4月実施に向けた今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

2のところを見ていただきたいと思うんですが、今後のスケジュールでございますが、本年4月には、アレルギー疾患の対応状況調査と、アドレナリン自己注射薬、いわゆるエピペンの携帯調査を実施いたします。

続いて、4月から7月までの3カ月の間、全学校対象に手引の説明会を5回ほど開催いたします。また、説明会にあわせて、アドレナリンの自己注射薬の使用方法について講習会等、実施する予定としております。7月には、外部講師による講習会を実施し、9月の就学時から3月までの間を使って、対象希望者へ学校生活管理指導表を配布し、対応について保護者との調整を図るなど、23年4月からの実施に向けた必要な準備を行ってまいります。

アレルギー疾患に対する取り組みの報告は、以上でございます。

委員長 それでは、続いてその次の児童生徒数、お願いいたします。

学務課長 続きまして、「平成22年度当初の児童生徒数、学級数について」のご報告をさせていただきます。

これは、4月7日時点における児童生徒数、学級数についてのものでございます。

こちらの表のほうを見ていただきたいと思うんですが、まず小学校についてでございますが、全体として、児童数が1万7,847人、617学級でございました。昨年と比較して、児童数で330人の増、学級数で10学級の増となっております。

また、30人程度学級は、20校、35学級で実施され、その結果、1校当たり平均学級数は14.3学級、1学級当たりの平均児童数は28.9人となったところでございます。

次に、学校間の比較をさせていただきますと、規模で最大となったところが浜田山小学校で、児童数761人、24学級となったのに対し、最小規模は永福南小学校で、児童数81人、6学級でございました。

また、全学年単学級となった小学校は杉並第八小学校のほか3学校となり、単学級の学年数は39学年、単学級を持つ学校数は11校となりました。

なお、最小規模の学級人数は6人で、20人未満の学級数は8学級ございました。

続いて、中学校でございます。全体として、生徒数は6,063人、184学級でございました。昨年度と比較して、生徒数で258人の減、学級数で9学級の減となりました。1校当たりの平均学級数は8学級で、1学級当たりの平均生徒数は33人となっております。学校間を比較しますと、規模で最大となったところは、昨年度に引き続き高井戸中学校で、生徒数416人、12学級となり、

最小規模は和泉中学校で、生徒数102人、4学級でございました。単学級の学年数は4学年で、単学級を持つ学校数は3校となっております。

最後に、特別支援学校及び特別支援学級についてでございますが、まず、済美養護学校で、児童生徒数ですが、80人で、昨年に比べて3人増加となり、学級数は昨年同様22学級となっております。

一方、特別支援学級では、知的障害学級の児童生徒数が189人、30学級、言語障害学級児童数が104人、7学級、難聴学級児童生徒数が11人、3学級、情緒障害学級児童生徒数が161人、19学級、南伊豆健康学園児童数が26人、4学級となったところでございます。

私からの報告は以上でございます。

委員長 それでは、今2つありましたが、アレルギー疾患の方について何かご質問、ご意見ございますか。

大橋委員 委員長、よろしいですか。

アレルギーの方の、直接ではないんですけど、確認したいのが「これまでの取組み」というところで、平成20年度から学校保健会というふうに検討会を設置したみたいなんですけど、学校保健会というのは、校長先生、校医とやっているような学校保健委員会のことを言っているんですか、これは。

学務課長 杉並区学校保健会という会がございまして、構成メンバーは、幼・小・中・養護学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、あと学校長、養護教諭、学校栄養士及び学校保健の振興に積極的な熱意を有する者で構成するとなっておりますところでございます。

大橋委員 各学校に設置されているもののこと……

学務課長 いや、1つ大きな組織にございます。

大橋委員 失礼しました、はい。

委員長 アレルギーはよろしゅうございますか。

それでは、その次の児童生徒数、学級数について、何かご質問、ご意見ございましょうか。

これは一覧表がついておりますので結構でございます。ありがとうございました。

それでは、その次に3番に、「平成22年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について」、学校適正配置担当課長をお願いします。

学校適正配置担当課長 それでは、「平成22年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について」につきましてご報告させていただきます。

昨年2月に改定いたしました杉並区立小中学校適正配置基本方針に基づきまして、平成25年までの間は、適正配置の検討対象校とする学校につきましては、基本的に各年度4月時点、入学時

の学級規模で検討対象校を定めるということになってございます。ただいま22年度当初の児童生徒数、学級数の報告がございましたので、これに併せましてご報告させていただくものでございます。

基準といたしましては、小学校につきましては7学級以下、中学校におきましては4学級以下となってございまして、今年度これに当てはめると、(2)にございますように、小学校につきましては、杉並第八小学校、東田小学校、新泉小学校、永福南小学校の4校となっております。こちらいずれも6学級、各学年単学級の学校となっております。

また、去年は中学校につきましてはございませんでしたが、今年度、和泉中学校が4学級ということで検討対象校となりました。

ただ、具体的に適正配置の検討対象校として進めていくものにつきましては、(3)にございますとおり、杉並第八小学校と東田小学校とさせていただく予定です。

この理由といたしましては、(4)にございますが、永福南小学校につきましては、永福小学校との統合計画を策定済みで、今後、25年4月に向けて統合を予定し、これから鋭意、課題等を定めていくことになっているということ、また、新泉小学校と和泉中学校におきましては、こちら和泉小学校も含めました3校による施設一体型の小中一貫教育校設置計画案というものを昨年度、策定いたしまして、現在、パブリックコメントを終え、来月早々には計画のほうを教育委員会に付議して、その後、進めていきたいと考えていることから、こちら対象外とするものでございます。

ただ、和泉中学校におきましては、小学校部分、新泉小学校と和泉小学校につきましては統合という形で児童数を増やすわけでございますが、厳密に言いますと、この和泉中学校、1校単独となっております。ただ、こちらにつきましては、3校合同による新しい学校づくりという施設整備と、具体的なその教育内容等も新しくしていくことによりまして、生徒数を増やすということから、具体的な統合の対象校からは、外すというものでございます。

また、その他でございますが、昨年、大宮小学校も7学級ということで検討対象校として、これまで地域の方々と意見交換を重ねてまいりました。今年度、8学級ということになりましたので、厳密な意味での検討対象校ということからは外れることになりましたけれども、昨年1年間、保護者の方ですとか地域の方々とお話し合いを進めていく中で、中には、やはり今後の将来的なこの大宮地区をどうしていくかというのは、今後も話していくべきだというお考えの方がいらっしまったことから、また、今後の地域のあるべき教育環境につきまして話し合っていくというスタンスの中で、継続してお話し合いを続けていきたいと考えてございます。

具体的な取り組み方におきましては、若干、ただいま説明したとおりですけれども、裏面をご

覧いただきたいと存じます。

まずは、永福南小学校と永福小学校の統合に向けましては、5月に保護者、地域代表の方々に構成いたします統合協議会というものを設置しながら、様々な課題等をお話し合いながら、25年4月の統合を目指すというものでございます。

また、新泉小学校につきましては、和泉小学校、和泉中学校の統合ということで、先ほど説明させていただきましておおり、5月の教育委員会のほうで新泉・和泉地区の小中一貫教育校設置計画を付議させていただきまして、その内容でご決定いただいた後は、早急に設置協議会というものを設置しながら、同様に様々な課題につきまして話し合いながら開校に向けていく予定でございます。

また、残りの杉並第八小学校と東田小学校、また大宮小学校につきましては、引き続き地域の関係者の方々、保護者の方々等との意見交換を重ね、また、その近隣校の方々への情報提供などを随時行いながら、その内容を踏まえ、適正配置計画案の素案を作成に努めてまいりたいと考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの学校適正配置についてご質問、ご意見、どうぞ。

安本委員 よろしいですか。

適正配置の対象校というのは、もうこういふことになっているのでわかっているんですけども、大宮小学校について、今後も関係者との意見交換会を継続していくこととするというふうになっているんですが、去年もあったと思います、同じような、結局、一応、対象校からは外れているわけで、そういうところに温度差というのは出てきますよね。切羽詰まった適正配置をしなきゃならないということではないということで、そうしますと、話し合いの頻度とかメンバー的なものとか、この近隣には松ノ木小学校もあるし、あと済美小もあるし、そういうところとの兼ね合いとか、あともちろん大宮中、松ノ木中との兼ね合いとかはどういうふうなお考えになっていらっしゃいますか。

学校適正配置担当課長 昨年、大宮小学校につきましては、大宮小学校を考える会という地域の方々を中心となって話し合われて、そこのこのやりとりという形で進めさせていただいたんですけども、その中でも一部、やはり大宮小学校も逆に適正配置対象校でなくなるとは、ある面、対等な立場でほかの学校ともお話し合いができるということ、お話しいただいておりますので、今回、やはり近隣の、例えば一番近い済美小学校の関係者の方ですとか、これから今後、この地区でどういうふうな環境が必要かという視点での話し合いを、大宮小学校だけに限らず、ほかの地域にも広げながら、少し意見交換的なものを進めていきたいと考えております。

また、その話の状況によりましては、先ほど言われたように中学校も絡めたような形で意見交換できればと考えております。

安本委員 具体的な頻度といたしますか、どの位……

学校適正配置担当課長 頻度的なものにつきましては……

安本委員 あまり決まっていない、定期的にやるとかではなくて。

学校適正配置担当課長 そうですね。これまでも相手方との大体どういった時期にお話し合いをしましょうかというものを持ちながらやってきた経緯もございますので、特に2カ月に1回ですとか3カ月に1回というものはございませんので、今後、一応、こちらからPTAの役員の方ですとか地域関係者に打診をして、では話し合いましょうと、その頻度でそのとき、話し合いの状況で、では次いつぐらいにしましょうかという形でお話を進めていきたいと考えております。

安本委員 適正配置はそれとしても、やはり地域で、この近隣の教育、周りのことをどういうふうにしようかというのはすごく大事なことだと思うので、本当のことを言えば、適正配置に絡めなくても、そういうお話ししましょうみたいな会があるといいなというのは常々思っていたので、ぜひとも、この大宮に関しては、周りもそれこそ済美小も松ノ木小も人数が多い学校ではないので、あと大宮中も少ないですね。ですから、そういうところも絡めながら、今で言う地域との協働ということもありますので、なるべく絶やさずに話し合いを続けていっていただきたいなというふうに思っております。

また、そういう時に、どういうお話が出たかも、ぜひ聞かせていただければと思いますので。

学校適正配置担当課長 定期的にご報告させていただきたいと思います。

委員長 中学校は、私立に行く人、国公立へ行く人もいますので減りますけど、小学校は割合その地区の子どもが来ますから、これでもさっきのあれじゃないですけど増えていますよね、少し。

ですから、大宮小学校の区域が、来年どれぐらい入るかというのは大体見通せるんじゃないですか。

学校適正配置担当課長 見通しといたしましては、住基人口的に言いますと今年が49です。来年46名ぐらいです。それで、同じような規模で、同じような活動をされて……

委員長 ああ、そうですか。では、来年減るようなことは余りない……

学校適正配置担当課長 ないとは思っていますけど、またその時のいろいろ状況によって変わることはあるかと思えますけれど。

委員長 では、よろしく情報を受け取ってください。

宮坂委員 検討を対象とする学校というのは、その年の入学数が多ければ検討対象から外される、基本的に少なければ検討対象にするというのですが、それ、見通しというのは立たないんですか。

例えば、今はある程度あるんだけど、3年後、4年後が出生率なんか見ても、どこの学校へ行くかわからないから難しいところはあるんでしょうけど、そういった、ある程度長期的な見方で、検討するということはやっていないんですか。

学校適正配置担当課長 ある程度、こちらのほうで、これまでの住基人口数等で、ちょっとこの辺が少なくなりそうだなというのは押さえてはおりますけれども、それをまたこういう場で公的に言うことによりまして、風評ですとかが立ってもいけないので、一応、厳密に決まった時点で、そこからと考えてございます。

宮坂委員 わかりました。

安本委員 希望制度がある以上やはりちょっと難しいですよ、どこへ行くかということになってくると。

学校適正配置担当課長 そうですね。一定程度、そういう学校を見て、やっぱりこの学校がいいというふうになることによって、そちらに増えるということは当然あり得るとは思います。

安本委員 ありますよね。

だから、住基人口がこれだけだからとか、こういうふうが増えるからといって、100%ちゃんと予測は立たないですよ、やっぱり。

学校適正配置担当課長 ただ、学校希望制度におきましての1番の理由は、やはり学校の距離、逆に通学区域よりも近い学校を選ばれるというのは、50%の方がこの距離をベースとして選ばれておりますので、概ね、大体どれ位かという推計はできるかなと考えております。

委員長 それでは、よろしゅうございますか、これは。

どうもありがとうございました。

では、その次に、最後に第4番目です。「教育委員会共催・後援名義使用承認一覧について」、社会教育スポーツ課長、お願いします。

社会教育スポーツ課長 私からは「教育委員会共催・後援名義使用承認一覧について」ご報告申し上げます。

資料の1ページ目でございますけども、数字の誤りがございましたので、本日、席上に配付しております一覧表と差し替えをお願いいたします。誠に申し訳ございません。

まず、一覧表の今回ご報告する件数でございますが、合計52件、定例の承認が49件、新規の承認が3件。内訳としましては、共催が12件、後援が40件でございます。

では、新規の名義使用につきましてご説明させていただきます。

まず、一覧表の1ページ目でございますけども、社会教育スポーツ課本庁の受け付け分でございます。1番、後援でございます。株式会社アーバンファミリー、事業はがん遺児・病気遺児・

小児がんの子どもたちのためのチャリティーコンサートでございます。

一覧表の3枚目でございます。1番、共催でございます。すぎなみ大人塾連、すぎなみ大人塾まつり、これはセッション杉並でやっております大人塾のOBのお祭りでございます。

その次のページ、こちら庶務課で受け付け分でございます。後援です。トロールの森実行委員会、事業名、トロールの森2010・野外アート展でございます。

以上でございます。

委員長 これについてご質問ございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、結構でございます。どうもありがとうございます。

では、以上で報告案件の聴取を終わります。

これで日程はすべて終了いたしました。庶務課長、予定についてございますか。

庶務課長 次回の日程でございます。

5月12日水曜日午後2時から定例会を予定してございます。

よろしくどうぞお願いいたします。

委員長 それでは、以上で全部終わりましたので、本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。